

お知らせ

軽自動車税種別割の納期限は5月31日(金)です

●問い合わせ 税務課 ☎0972-82-9512

軽自動車税種別割は、4月1日現在の登録上の所有者（割賦販売の場合は使用者）に課税されます。
※納期限を過ぎた場合は、督促手数料や延滞金が加算されます。

■減免制度について

《公益のために使用する車両の減免》

社会福祉法人等、公益のために直接使用すると認められる車両は申請により、軽自動車税種別割の減免を受けることができます。

《身体障がい者等に対する車両の減免》

身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人で、一定の障がいの級別に該当する場合は、申請により、軽自動車税種別割の減免を受けることができます。

※減免は一人につき普通車又は軽自動車（原付を含む）のいずれか1台です。

※軽自動車税種別割の減免申請期限は納期限までです。期限内に申請がない場合は減免を受けることができません。

お知らせ

大分県内すべての119番通報が一元化されます！

●問い合わせ 津久見市消防本部 警防係 ☎0972-82-5211

近年の激甚化、大規模化する災害に対応できるよう、広域的な連携、協力体制を構築するため大分県内の消防指令業務を一元化し、119番通報の受信先を津久見市から大分市の「おおいた消防指令センター」に切り替え統一します。同センターには最新のシステムが導入され、情報が集約することで、迅速な災害対応や市町村相互の早期応援などが実現されるようになります。



おおいた消防指令センター（イメージ）

津久見市においては、
令和6年8月6日(火)に
119番の切替えを実施します！



津久見市民

119番通報

おおいた消防
指令センター
(大分市)

出動指令



津久見消防署

／ おおいた消防指令センター Q & A ／

Q 119番通報を受信する区域が広がりますが、場所の特定はすぐにできますか？

A おおいた消防指令センターには、最新のシステムを導入します。
システムに備わっている高性能な検索機能により、瞬時に通報場所の特定が可能です。

Q 消防車や救急車はどこから出動しますか？

A これまでどおり、各市町村を管轄する消防本部の署所から出動します。

お知らせ

令和6年4月から
防災危機管理室を設置しました

近年、全国的に、地震や豪雨などによる自然災害が頻発化・甚大化しており、今後、ますます防災対策の重要性は増すことから、市の防災機能を強化するため、防災危機管理室を設置しました。

また、平時からの地域とのつながり等、顔の見える関係性づくりは重要であることから、地域コミュニティに関する業務は引き続き防災危機管理室の職員が兼務します。

●電話番号 防災危機管理室 ☎0972-82-9500(直通)

お知らせ

上下水道課からのお知らせ ●問い合わせ 上下水道課 ☎0972-82-9517

1. メーター貸付料の変更について

○令和6年4月1日よりメーター貸付料に一部追加及び表記の変更をさせていただくこととしました。

内容としては、過大水量に対応するべく口径40mm以上の電磁式のメーターを追加しています。従来のメーター貸付料に変更はありません。その他、口径の表記を見やすくなるよう変更しています。

以下の表、左側が従来の貸付料で、右側が令和6年4月1日以降の表です。過大流量と判断され、電磁式のメーターに交換した場合、請求書に反映されるのは令和6年6月請求分(5月20日前後検針分)からとなります。

【旧】メーター貸付料表(税抜)		【新】メーター貸付料表(税抜)			
口径	料金	口径	料金	口径	料金
13mm~16mm	50円	13mm	50円	75mm	1,220円
19mm~25mm	80円	20mm	80円	75mm(電磁式)	1,330円
26mm~30mm	140円	25mm	80円	100mm	1,640円
35mm~40mm	180円	30mm	140円	100mm(電磁式)	1,640円
45mm~50mm	880円	40mm	180円	150mm	2,900円
60mm~75mm	1,220円	40mm(電磁式)	1,820円	150mm(電磁式)	5,140円
90mm~100mm	1,640円	50mm	880円		
125mm~150mm	2,900円	50mm(電磁式)	1,020円		

2. 水道料金及び下水道使用料における端数の取扱いについて

○現在、水道料金及び下水道使用料は10円未満の端数を四捨五入して、10円単位で請求をさせていただいております。

令和6年6月請求分(5月20日前後検針分)より、1円未満の端数を切り捨てし、1円単位での請求をさせていただくよう変更いたします。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。



あなたの家は大丈夫？

津久見市木造住宅耐震化促進事業

耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

★補助対象：「昭和56年5月以前」に建てられた木造住宅

耐震診断

診断士がお宅に訪問し、住まいの耐震性を正確に診断します。

■補助金額 診断にかかる補助金額 ■募集戸数 2戸（予定）

■自己負担額 5,500円（診断審査手数料）

※家の形が複雑、築年数が極端に古いなどの場合、別途費用がかかる場合もあります。

耐震改修

住宅を補強し、地震に対して安全性を高める工事に対して、工事費の補助を行います。また、補強設計費及び工事監理費も含まれます。

①全体耐震改修

住宅全体の評点（地震に対する強さを表すもの）を1.0以上とする工事を対象とします。

■補助金額 改修費用の2/3（上限100万円）
（※要件により上限120万円）

■募集戸数 1戸（予定）

②段階的耐震改修

将来、住宅全体の評点を1.0以上とすることを前提に、住宅全体の評点を0.7以上とする工事、もしくは2階建て住宅の1階部分の評点を1.0以上とする工事を対象とします。

■補助金額 改修費用の2/3（上限60万円）
■募集戸数 1戸（予定）

③耐震シェルター改修

居住室の内部にシェルターを設置し、建物が倒壊しても安全な空間を確保する工事が対象です。

■補助金額
設置工事費用の2/3（上限30万円）

■募集戸数 1戸（予定）

■募集期間 5月1日（水）～5月31日（金）

※募集上限に達し次第終了。応募多数の場合は抽選。
※その他要件があります。詳しくはお問い合わせください。

●申込・問い合わせ

津久見市役所 まちづくり課

TEL 0972-82-9515

<http://www.city.tsukumi.oita.jp/soshiki/12/10095.html>

津久見市危険空き家等除却事業

老朽化により倒壊のおそれがある建築物を 解体する費用の一部を補助します

津久見市では、市内に存在する危険空き家等を除却することにより市民の安全・安心で良好な居住環境を確保するため、危険空き家等を除却する経費の一部を補助します。

■補助金額 補助対象経費（除却工事費×8/10）の1/2（上限50万円）

■補助対象 老朽度判定基準の評点が100点以上であるもの など その他要件があります。

■募集期間 5月1日（水）～5月31日（金）

■募集戸数 6戸（予定）

詳しくは、津久見市役所 まちづくり課 までお問い合わせください。

TEL 0972-82-4111（内線356）



子育て高齢者三世代同居 リフォーム支援事業

①子育て支援型(一般型・多子世帯加算型)

- 世帯要件(下記を全て満たす。)
 - 18歳未満の子どもがいる世帯
 - 世帯員全員の前年の所得総額が600万円未満
- 対象工事 30万円以上の工事で
 - 子ども部屋の増築
 - 子どものための内装改修・間取り変更
 - 育児のためのテレワーク用改修工事
 - 育児のための対面キッチン工事 など
- 補助金額
 - 補助対象工事費の20%
 - 限度額 一般型 40万円
多子世帯加算型 50万円

②高齢者バリアフリー型

- 世帯要件(下記を全て満たす。)
 - 65歳以上の高齢者がいる世帯
 - 世帯員全員の前年の所得総額が350万円未満(高齢者と高齢者以外からなる世帯の場合は、公的年金等を除く。)
- 対象工事 30万円以上の工事で
 - 高齢者用の寝室等の増築
 - 内装改修工事
 - バリアフリー改修工事 など
- 補助金額
 - 補助対象工事費の20%(限度額30万円)

その他にも要件があります。詳しくはホームページ又はお問い合わせください。

③三世代同居支援型(一般型・多子世帯加算型)

- 世帯要件
 - 18歳未満の子どもを含む三世代以上で構成される世帯(予定を含む。)
- 対象工事
 - 三世代が同居するために行う工事(玄関・トイレ・浴室(脱衣室を含む。）・キッチンのうち、1以上の部位を改修または増設する工事)など
- 補助金額
 - 補助対象工事費の50%
 - 限度額 一般型 75万円
多子世帯加算型 85万円

補助の条件

○住宅要件

【子育て支援型・高齢者バリアフリー型】

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅にあっては、耐震アドバイザー派遣制度を利用すること など

【三世代同居支援型】

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅にあっては、本事業におけるリフォーム完了までに耐震性を有するものとする など

○申込期限 令和6年5月1日(水)～令和7年1月31日(金)
(募集上限に達し次第終了)

※多子世帯加算型とは当該年度4月1日時点で3人以上の18歳未満の子どもがいる世帯(その他要件あり)

＼申込・問い合わせ(相談窓口)／

津久見市役所 まちづくり課 土地住まい整備班 TEL0972-82-4111(内線352)
ホームページ <http://www.city.tsukumi.oita.jp/soshiki/12>

倒壊のおそれがあるブロック塀を解体撤去する費用の一部を補助します

津久見市ブロック塀等除却事業

- 募集戸数 1件(予定) ※応募者多数の場合は抽選
- 募集期間 5月1日(水)～
- 補助金の額 補助対象経費(解体撤去費)の1/2(上限10万円)
- 補助の条件 次の①～③の全てを満たしていること
 - ①道路に面しているもの
 - ②高さが1メートル以上あるもの
 - ③著しいひび割れ又は傾きが認められ危険な状態にあるもの

※他にも条件がございます。詳しくはお問い合わせください。

■申込・問い合わせ まちづくり課 土地住まい整備班 TEL0972-82-4111(内線370・352)